

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月30日

【会社名】 富士紡ホールディングス株式会社

【英訳名】 Fujibo Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 雅偉

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号

【電話番号】 東京(03)3665 - 7641

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 田淵 優子

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号

【電話番号】 東京(03)3665 - 7641

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 田淵 優子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

富士紡ホールディングス株式会社 大阪支社  
(大阪市中央区本町一丁目 8 番12号(オーク堺筋本町ビル))

(上記の大阪支社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。)

## 1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第206回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金105円 総額1,180,119,045円

ロ 効力発生日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

2026年10月1日付で商号を「フジボウホールディングス株式会社」に変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、井上雅偉、平野治、佐々木辰也、望月吉見、戸坂浩二、ルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子、壺田貴弘、高井孝佳の9氏を選任する。  
なお、ルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子、壺田貴弘、高井孝佳の4氏は社外取締役である。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額70百万円以内)、監査役の報酬額を年額90百万円以内に改定する。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を20,000株、割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を

「割当てを受けた日から、当社の取締役(社外取締役を除く。)および執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職する日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書(当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書)が提出される日のいずれか遅い日までの期間」に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席 議決権数 (個)	決議の結果	
					賛成率 (%)	可否
第1号議案	93,590	22	71	94,353	99.19	可決
第2号議案	93,564	48	71	94,353	99.16	可決
第3号議案						
井上雅偉	76,646	16,966	71	94,353	81.23	可決
平野治	76,650	16,962	71	94,353	81.23	可決
佐々木辰也	76,644	16,968	71	94,353	81.23	可決
望月吉見	93,280	332	71	94,353	98.86	可決
戸坂浩二	93,282	330	71	94,353	98.86	可決
ルース・マリール・ジャーマン	93,557	55	71	94,353	99.15	可決
佐藤梨江子	93,534	78	71	94,353	99.13	可決
壺田貴弘	93,555	57	71	94,353	99.15	可決
高井孝佳	93,562	50	71	94,353	99.16	可決
第4号議案	93,446	166	71	94,353	99.03	可決
第5号議案	93,448	164	71	94,353	99.04	可決

- (注) 1 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、111,928個です。  
 2 賛成率は出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を  
 含む))に対する割合です。  
 3 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。  
 第1号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。  
 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び  
 出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。  
 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び  
 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算し  
 なかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したこ  
 とにより、全ての議案は可決されるための要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及  
 び棄権の確認ができていない議決権の数は、上記の賛成、反対及び棄権の各個数には加算しておりません。

以上